

議 案 第 3 7 号

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年3月7日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市介護保険条例の一部を改正する条例

新居浜市介護保険条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条  
第1項第1号に掲げる者 34,300円
- (2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 51,700円
- (3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 52,100円
- (4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 68,000円
- (5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 75,600円
- (6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 90,700円
- (7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 98,200円
- (8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 113,400円
- (9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 128,500円
- (10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 143,600円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 158,700円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 173,800円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 181,400円

第5条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,600円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,600円」を「21,500円」に、「37,800円」を「36,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度までの各年度」に、「22,600円」を「21,500円」に、「52,900円」を「51,700円」に改める。

第7条第3項中「第39条第1項第1号イ」を「第38条第1項第1号イ」に、「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第39条第1項第1号から第9号まで」を「同項第1号から第12号まで」に改める。

第16条ただし書中「地方税法」を「地方税法（昭和25年法律第226号）」に改める。

附則第6条中「租税特別措置法」を「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の新居浜市介護保険条例の規定は、令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### 提案理由

新居浜市介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険法施行令等の改正を踏まえた保険料率等の改定を行うため、本案を提出する。